## 令和4年度 和歌山平野農地防災事業 旧高嶋排水機場撤去他工事

特別仕様書

近 畿 農 政 局 和歌山平野農地防災事業所

項目	内容	摘要
第1章 総則	令和4年度 和歌山平野農地防災事業 旧高嶋排水機場撤去他工事(以下「本工事」という。)の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書」(URL:https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html)(以下「共通事項書」という。)、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書」に基づいて実施する。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1 目的	本工事は、国営和歌山平野土地改良事業計画に基づき、旧高嶋排水機場の撤去等を行うものである。	
2 工事場所	和歌山県紀の川市桃山町調月地内	
3 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 旧高嶋排水機場撤去工(以下、「機場撤去工」という。) 建屋撤去 一式 機械設備撤去 一式 電気設備機器撤去 一式 「部構造物撤去 一式 「下部構造物撤去 一式 「事務」 「事務」 「事務」 「表記」 「表記」 「表記」 「表記」 「表記」 「表記」 「表記」 「表記	
4 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。工期:令和5年10月10日から令和6年3月17日まで(余裕期間:契約締結の日から令和5年10月9日まで)※契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。また、工事実績情報システム(コリンズ)に登録する技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	

	I				旧尚鳴排水機場撤		
項目		P	7	容		摘要	
<ul><li>第3章 施工条件</li><li>1 工事期間中の休業日</li><li>2 寒中コンク</li></ul>	なお、休業	日には、土曜日、	日曜日、祝日、	3日(月平均)を見 年末年始休暇を含 間に施工するもの)	んでいる。		
リート	ト」として 2)発注者が 令和6年2 なお、受 更の対象と 3)受注者は	の施工を行わない 想定している寒中 月10日である。 主者の都合による しない。 、寒中コンクリー	ければならない。 ロコンクリートの る工事工程の変更 - トの養生方法、	3-10-2に規定する 施工期間は、令和 6 により生じる数量の その他の施工方法に に記載しなければ	6年2月9日から の増減は、契約変 こついて、共通仕		
3 工程制限		河川施設(護岸等 れば工事をする、		る工事は、非かん	がい期(10月16		
4 工事を施工 しない日	取得に要する ては、提出す なお、気象	費用の計上の試行 る実施計画書に。 条件等により上言	テ工事のうち、週 よるものとする。	始休暇とする。たた 休2日の実施を取り ない日において、* るものとする。	)組む工事につい		
5 工事を施工しない時間帯	なお、気象	条件等により上記		さとする。 ない時間帯におい i議するものとする。	• /		
<b>第4章 現場条件</b> 1 土質	本工事の施	工場所の土質は、	砂質土を想定し	ている。			
<ul><li>2 第三者に対する措置</li><li>(1) 騒音、振動対策</li></ul>	1) 騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 2) 特に住宅隣接箇所における構造物の取り壊し等に際しては、低騒音・低振動の機種を使用するものとする。 3) 工事の着手前及び施工時には、次表のとおり騒音・振動調査を実施するものとし、その調査結果について、監督職員が示す様式(騒音測定一覧表及び振動測定一覧表)により、速やかに監督職員に提出しなければならない。なお、測定結果が下表に示す基準値を超える場合は、直ちに作業を中止し、監						
	督職員と協議	奏するものとする	0				
		騒音レベ		振動レベ	ル測定		
	測定方法	宇定建設作業に伴っ 請いに関する基準( 日20日環境省告示録		振動規制法施行規則 (最終改正:令和3年 第3号)			
	基準値	85d		75d	В		
	測定日数		工事着手前1日、		METI Z DO Z ~ MILLÓN I		
	VALLET TALLET			工事実施箇所の発生 の2点 (10m・40m) の			

						旧高嶋排水機場撤		
項目			内		容		摘要	
	測定時間等	なお、調査地点数 査地点は別途、監 午前8時から1時 ものとし、1回ご する。 なお、その都度、	空間では 間間隔で10回 でいまでは との測定時間の 主要騒音要因	する。 則定する は10分と	査地点は別途、監 午前8時から1時 ものとし、1回ご する。 なお、その都度、	は1点とし、詳細な調管職員と協議する。 間間隔で10回測定するとの測定時間は10分と主要振動要因を適切に		
		評価・記載する	500とする。		評価・記載するも	500とする。		
(2)境界対策	本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。旧機場の北側水路に設置しているネットフェンスは極力撤去しないものとし、やむを得ず撤去する場合はあらかじめ監督職員に承諾を得なければならない。また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルが生じないよう、十分留意して施工するものとする。なお、受注者の責によるトラブルが生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。							
(3) 営農対策	   本工事の	隣接農地におけ	る営農に支	障が出な	いよう配慮しな	さければならない。		
(4) 現場内への 立入制限等	_	め第三者の現場 るものとする。	骨内への立入	を制限す	るとともに、必	要な箇所には安全施		
(5) 保安対策	導教育責 であって 2) 交通誘	任者講習修了、 交通誘導の専門	指定講習ま 的な知識・ は、下表の。	たは、基 技能を有 とおりと	本教育及び業務 する者とする。 するが、条件変	に定める警備員(指 別教育を受けた者) 更等に伴い員数に増		
	酉己	置場所	交通誘導 警備員	昼夜別	交代要員 の有無	備考		
	市道稲葉福 見高嶋線と	高島線と市道妙 の交差点	1 人/目	昼間	無	撤去物運搬時		
		比島線と市道妙 の交差点	1人/目	昼間	無	10000000000000000000000000000000000000		
(6) 交通対策	見高嶋線との交差点							
(7) 早朝及び夜 間作業の禁		及び騒音防止の	観点から、原	原則として	て早朝及び夜間	作業を行ってはなら		

	旧高嶋排水機場撤	去他工事
項目	内容	摘要
止 (8) 防塵対策	防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 なお、防塵対策として工事用道路の散水は計画していないが、必要と想定される場合は、監督職員と協議するものとする。	
(9) 関係機関との調整	河川管理者、道路管理者とは9月末に協議完了する予定である。	
3 照 査	共通仕様書第1編1-1-3に基づく設計図書の照査を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。	
<b>第5章 指定仮設</b> 1 工事用地等	<ol> <li>本工事に必要な借地範囲は別添図面に示すとおりであり、受注者は、この借地範囲に資材置場等を設置するものとする。</li> <li>借地範囲には、既に他工事でスクリーニングス及び土木シートが施工されているが、他に必要と想定される場合は、監督職員と協議するものとする。</li> <li>工事用地等については、工事期間中の補修、維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。</li> </ol>	
2 工事用道路	工事用道路は、図面に基づき設置しなければならない。また、工事期間中の補修、 維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。	
3 水替工	本工事における湧水は、ないものと想定しているが、現場の状況により、実態に 基づき計測及びポンプ等の設置と現場施工状況管理を行い監督職員に報告すると ともに、監督職員の確認を得るものとする。また、監督職員と協議するものとする。	
第6章 工事用地		
等1 発注者が確保している用地		
2 工事用地等 の使用及び返 還	1) 工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。 2) 受注者は、工事用地等を監督職員の指示に基づき、適切に使用しなければならない。	
	3)受注者は、使用条件に基づき必要な措置を講じたあと、監督職員及び土地の所有者の立会いのもと、土地使用補償契約に定める期間内に工事用地の返還を行うものとする。	
	なお、監督職員から要請があった場合は、「土地返還引受書」の徴集に協力するものとする。 4)受注者は、工事用地の返還後、土地の所有者等から原形復旧について苦情等があった場合は、監督職員と協議の上、誠意を持って対応するものとする。	
3 受注者の裁 量による工事 用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受	

							旧高嶋排水機場撤			
項目			内		容			摘要		
第7章 工事用 力 第8章 工事用		用する電力	設備は、受	注者の責任	丘におい	て準備しなり	ければならない。			
料 1 規格及び 質	本工事で使い場合は、同るものとする 1)石材及び 再生クラ 粒度調整 2)コンクリ 世字側溝3 上型擁壁 階段ブクリ 3)コンクリ	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。これによりがたい場合は、同等あるいは同等以上の材料を使用するものとし、監督職員に承諾を得るものとする。  1) 石材及び骨材 再生クラッシャラン RC-40 粒度調整砕石 M-30  2) コンクリート二次製品 U字側溝300								
	コンクリ る。 種類	ートは、レジ 呼び強度 (N/mm2)	ディーミク スランプ (cm)	ストコンク 粗骨材の 最大寸法 (mm)	ソート W/C (%)	とし、種類は セメントの 種類による 記号	次のとおりとす 使用目的			
	無筋コンクリート	18	8	25	65 以下	BB	均しコンクリート 張りコンクリート 間詰コンクリート			
	無筋コンクリート	18	8	40	65 以下	BB	借地復旧進入路			
	鉄筋コンクリート	21	12	25	60 以下	BB	復旧現場打ち水路			
	4)舗設材 アスファ 5)フェンス 転落ンス 両開をか で 6)その他 桝蓋(グ 7)木材 受注者は	アスファルト混合物 再生密粒度アスファルト混合物 (13) 5) フェンス類 転落防止柵:縦格子、H=1.1m フェンス:縦格子、H=1.8m 両開き門扉:H=1,800×W4,000 6) その他 桝蓋(グレーチング) T-25								
2 見本又は 料提出	監督職員に なお、これ 督職員が指	提出して承	諾を得なけ 乳について	ればなられ も自主管理	ない。 理記録を ればなら 提 出	確認する場合 ない。 1 物	、カタログ等を			

			旧高嶋排水機場					
項目		内 容		摘要				
	コンクリート	示方配合表、試験成績	示方配合表、試験成績書					
	コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書	カタログ、試験成績書					
	アスファルト	試験成績書						
	その他資材	カタログ、試験成績書	等					
3 監督職員の 検査又は試験	V.	<b>使用前に監督職員の検査又は</b>		Ţ				
	材料名	検査・試験項目	備考					
	コンクリート二次製品	外観、寸法	搬入時抽出検査					
第9章 施工 1 一般事項 (1) 基準点	監督職員が指示する。	≝点は別添図面に示すとおり <sup>™</sup> ボータは測地成果2011に対応		金				
(2) 中間技術検査	<ol> <li>発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。</li> <li>中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。</li> <li>契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命じられた職員(以下「技術検査職員」という。)から提示を求められた場合は従わなければならない。</li> <li>技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。</li> <li>中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。</li> </ol>							
(3) 既設構造物 に対する措置	1) 本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。また、原形復旧する構造物については、既設構造物の形状、設置位置(座標による設置位置の記録)を確認し、監督職員に報告するものとする。 2) 施工中に設計図書に示していない構造物が発見された場合、必要に応じ、撤去・復旧を指示する場合がある。 3) 再利用する構造物がある場合は、慎重に取り扱うものとし、復旧まで現場内で保管するものとする。なお、再利用が困難と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。 4) 受注者は、本工事の施工時に再利用が可能な資材、有価物を確認した場合は、監督職員と協議するものとする。							
(4) 舗装切断に 伴う排水等の 処理		:する排水又は切削粉は、直接 動として適正に処理するもの		33				
(5) 設計図書の 充足		に明記なき事項であっても、 監督職員に報告しこれを充力		備				
2 再生資源等 の利用								

項目		内		容		折			
(1) 再生資材の	受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。								
利用	資 材 名	<b>#</b>	規 格		備考				
	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度	アスコン(13)		:新機場場 旧機場場 市道復日	亦地舗装			
	再生クラッシャラン				市道復	亦地舗装 日 石			
	なお、舗装材に修行)等を遵守する。	<b></b> 使用する場合等に	は「舗装再生	便覧」((2	公社)日本	道路協会発			
3 建設資材廃 棄物等の搬出	難な場合は、次に売監督職員と協議する	示す処理施設へ搬るものとする。 質認方法についてに	<b>超方法については、施工計画書に記載するとともに監督職員に</b>						
	建設資材廃棄物	処理施設名	住	所	受入 時間	事業区分			
	コンクリート殻 (有筋)	司建設工業(株) 風吹リサイクル センター	岩出市押川字 459番1	产風吹水呑谷	7:00 ~ 17:00	再資源化施設業者			
	コンクリート殻 (無筋)	(株)牧野商店	伊都郡九度 439番地	山町九度山	8:00 ~ 17:00	再資源化 施設業者			
	アスファルト殻	司建設工業(株) 風吹リサイクル センター	岩出市押川字 459番1	产風吹水呑谷	7:00 ~ 17:00	再資源化施設業者			
	廃プラスチック類	大栄環境(株)	紀の川市粉 3186番239外5		8:00 ~ 17:00	中間処理施設			
	磁器、ガラス	大阪沖埋立処分場(和歌山基地)	和歌山市湊20	675-26	9:30 ~ 16:30	中間処理施設			
	金属くず	大阪沖埋立処分場(和歌山基地)	和歌山市湊20	675-26	9:30 ~ 16:30	中間処理 施設			
	木くず	(株)武内商店	有田群有田川 上奥621番37	町上六川字	8:00 ~ 17:00	再資源化 施設業者			
	建設発生土	(株) ミナミ農	岩出市今畑4	字横谷596番	8:00 ~				
4 特定建設資 材の分別解体	(砂質土) 本工事における <sup>4</sup> のとおりである。	園	地の1他4筆  程ごとの作業	内容及び分別	17:00	の方法は、次			
等	-/ = 40 / = 0/00								
	工程工程	作業内容		分別解体等	等の方法				

項目		内	容	摘要
	ご と ①仮設	仮設工事 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	
	作②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	
	業	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
	容	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	
	解 ⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	
	方 ⑥その他 法 (構造物取壊 し)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	
5 撤去工 (1) 建屋解体			より調査する予定である。 調査の結 なについて監督職員と協議すること	
<ul><li>(2) ポンプ設備 撤去</li></ul>	<ol> <li>1)撤去する鋼材等 ップ品扱いとした</li> <li>2)本工事において るものとする。</li> <li>3)撤去鋼材類は工 引渡しまでの間に</li> </ol>	撤去とする。 発生する撤去鋼材類に 事現場発生材として、 は、仮置場内にて整理 積後、速やかに引渡し	一寧な取り外し等は必要としない、 こついては、図面に示す仮置場内に 発注者が紀の川市に引渡すものとす を頓に努め、適正に管理するものと を行うため、引渡し可能時期を事	般出す -るが、 する。
6 土工 (1) 掘削	流用出来ないと ②掘削に当たって ③法面の崩落によ	半判断される場合は監では、法面の崩落に十分では、法面の崩落に十分である。	るものとする。掘削土等が埋戻し材	<b>\</b> _0
(2) 埋戻し及び 盛土	埋戻し及び盛土に 試験結果に基づいて 1)構造物隣接箇所 均一にまき出し、 う締固めを行わた 2)路肩盛土等その 均一にまき出し、	「施工するものとする。 等の埋戻し及び盛士に 施工条件に合った小型 ければならない。 他の埋戻し及び盛士に	はければならない。 るものとし、事前に締固め試験を実 区分毎の詳細は以下のとおりとす は、一層の仕上り厚が30cm以下とな は、一層の仕上り厚が30cm以下とな は、一層の仕上り厚が30cm以下とな は、一層の機械で締固め度90%以上とは	る。 るよう なるよ るよう
7 コンクリー トエ			先浄は、現場内で行わせるものとす ・セル等を設置し、受注者の責にお	- 0
8 原形復旧工 (1) 耕地復旧		- 〜 てけ   圧変・汝下]	ていることが予相されるため 設	置した

	I		旧高嶋排水機場指						
項目	内	笤	3	摘要					
	仮設備等の仮設物を撤去した後、事前 とし、床土高さが低くなっている場合								
(2) 路盤工 (機場撤去工)	1)下層路盤 下層路盤は、再生砕石(RC-40);	を均一に敷均し	· 、施工条件に合った機械によ						
	り、施工管理基準別表第3品質管理 に規定する現場密度となるよう締固 は次のとおりとする。								
		A盤厚 (mm)	備考						
	市道妙見高島線	150	堤防復旧時に施工						
	2) 上層路盤 上層路盤は、粒度調整砕石 (M-30 より施工管理基準別表第3品質管理2								
	届路盤工)の施工に規定する現場密								
		1 <u>及こなるより</u> 各盤厚 (mm)	備考						
	市道妙見高島線	100	堤防復旧時に施工						
(3) 路盤工 (機場整備工)	1) 路盤 新規場舗装に係る路盤は、再生码った機械により、施工管理基準別表 路盤工の施工に規定する現場密度と	上石(RC-40)を 第 3 品質管理	- 均一に敷均し、施工条件に合 2. 土質関係の道路工 (2) 下層						
(4) 舗装工	とする。 表層工の施工に当たっては、フ %%/100㎡以上を路盤面に均一に間 い。 ② 表層工は、施工条件に合った敷	① マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。 表層工の施工に当たっては、プライムコート(アスファルト乳剤PK-3)120 %%/100㎡以上を路盤面に均一に散布し、表層との密着を図らなければならな							
(5) 既設構造物復旧工	1)下表の施設は、取り壊し・復旧を合は、監督職員と協議を行うものと		ぶ、再利用可能と判断される場						
	施設名(構造物)	規格	備考						
	桝 30	0×300×H800	プレキャスト						
第11章 施工管理 1 主任技術者 等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は	入札公告による	るものとする。						
2 工程管理	受注者は工事施工中において、計画 おそれがある場合は、原因を究明する なければならない。								
第12章 条件変更 の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は合、あるいは、設計図書等に示されて事項は、次のとおりである。 1) 土 質								

	日高鳴排水機場撤 	. <del>-</del>
項目	内容	摘要
	2) 転石の出現 3) 湧水及び地下水の噴出 4) 予想できなかった騒音及び交通規制 5) 第三者による事業の妨害 6) 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現 7) 関係機関との協議 8) その他監督職員が認めた事項	
第13章 公共事業 関係調査に対する 調査	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者 はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。 なお、調査対象工種及び調査要領等については、監督職員が別途指示するものと する。	
<b>第14章 その他</b> 1 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない ・工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-RまたはBD-R)正副2部	
2 週休2日による施工(建築工事除く)	(1)本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費(賃料)、 共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受 注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者 の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいこと が想定される場合には監督職員と協議するものとする。 (2)「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることで、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では夏季休暇分として 12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として 土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止 している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上 必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 なお、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 第日職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの間き取り等を行う。 ④ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの間き取り等を行う。	

項	I		内		容		
々						What to Late	> 1> > t
		ない場合など、 行うものとす。 ⑤ 報告の時期( (4)監督職員が週位 行う場合には、例 (5)発注者は、現場 正係数により、例 (率分)を補正	る。 は、受注者 木2日の実 受注者は協 場閉所を確認 労務費、機	と監督職員 施状況につ 力するもの 認した場合 械経費(貸	Dいて、必要に Dとする。 ↑は、現場閉所 賃料)、共通仮	がる。 応じて聞き取 状況に応じた	り等の確認を 以下に示すれ
		①補正係数					
			4週8休	以上	4週7休以上 4週8休未満		图6休以上 图7休未満
		現場閉所率	28.5% (8月以		25%(7日/28日 以上28.5%未済	,	(6日/28日) 上25%未満
		労務費	1. (	)5	1. 03		1.01
		機械経費(賃料)	1. (	)4	1. 03		1.01
		共通仮設費 (率分)	1. (	)4	1. 03		1.02
		現場管理費(率分)	1. (	)9	1. 07		1.05
		り、現場閉所の意 更する。 また、提出され に受注者側に週 違反として「地 (平成15年2月) 要領」という。)	れた工程表 休2日に取 方農政局工 19日付け14	が週休2日 り組む姿勢 事成績等記 地第759号	日の取得を前提 勢が見られなか 平定実施要領 ・大臣官房地方	としていない いった場合につ (模範例) の制 課長通知。以	など、明らた かいては、契約 可定について 下「工事成約
		いて、点数10点 (6)週休2日の確保		· -		価方式による	積算に当たっ
		ては、現場閉所	状況に応じ	て、以下の	りとおり補正す		
		   名 称		区分	4週8休以上	補正係数 4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
		防護柵設置工(横断・転	云落防止柵)	設置	1.04	1.03	1.01
		1) 本工事は、受活		-			

2) 週休2日の考え方は以下のとおりである。

する義務を負わない。

		T			旧局鴨排水機場撤	
項	目		内	容		摘要
<b>垻</b>	目	② 事 6 時 る「業「所なつ受」日は状、促監り定め対完日中期現を 4 率おい注をに、況監進督、定5)	木2日」とは、対象期間 大2日」とは、対象期間 をいう。 象期間」との期間」との期間まで体明3日のでのではましてでででででででででででででででででででででででででいます。 別のは、近のででででででででできます。 別のは、近のででででででできます。 別のは、近のででででできます。 別のは、近のででででできます。 別のは、できまれます。 別のは、できまます。 というのででででできます。 というのででででできます。 というのででででできます。 というのでででできます。 というのでででできます。 というででできます。 というででできます。 というででできます。 というででできます。 というででできます。 というでできます。 というでできます。 というでできます。 というでできます。 というでできます。 といるでででできます。 というでできます。 というでできます。 というでできます。 というででできます。 というでできます。 というでできます。 というでできます。 というでできます。 というでできます。 というででは、 はいりでできます。 というででできます。 というででできます。 というでできます。 というでできます。 というでできます。 というでできます。 というでできます。 というでできます。 というでできます。 というでできます。 というでできます。 といるでででできます。 というでできます。 というでできます。 というでできます。 というでできます。 というでできます。 というでできます。 というでできます。 というででは、 はいうでできます。 というででは、 はいうでできます。 というでできます。 というででは、 はいうででできます。 というででできます。 というででできます。 というででででできます。 はいうでででできます。 はいまするでででできます。 はいまするででででできます。 はいまするででできます。 はいまするででできます。 はいまするでででできます。 はいまするででできます。 はいまするででできます。 はいまするででできます。 はいまするででできます。 はいますないでできます。 はいますないでできます。 はいますないでできます。 はいますないでできます。 はいますないでできます。 はいますないでできます。 はいますないでできます。 はいますないでできます。 はいますないでできます。 はいますないでできます。 はいますないでできますないでできます。 はいますないでできます。 はいますないでできます。 はいますないでできます。 はいますないでできますででできます。 はいますないでできますでできますでできます。 はいますないでできますででできますでできますでできますでできますでできますででできますでできますでできますでできますででできますでできますでできますでできますでできますででできますででできますでできますでできますでできますででできますででできますでできますでできますででできますででできますででできますでできますでできますでできますでできますでできますでできますででできますでできますでできますでできますでできますでできますでできますでできますでできますでできますでできますでできますでできますでできますでできますでできますでできますでできますでできますできます	同において、4週8休以上 日(現場に継続的に常駅 なお、12月29日から1 こ場製作のみを実施している。 発注者があらかじめ対象 で現場作業を余儀なくきをしている。 場が閉所された状態をいいる。 場が閉所の現場閉所日数は、 は、降雨、路雪等に さいては、降雨、降雪等に さめるものとする。 関休2日の取得計画が確認 等を作成し、工程計画の 等を作成し、工程計画の 等を提出するものとする。 に事着手後に、工程計画の 等を提出する。また、施設管理者 にする。また、施設管理者 等に明示する。 では、現場閉所日」が記載さ	正した最初の日)から工 月3日までの年末年始いる期間、工事全体を一き外とした内容に該ない。 とき、初期間等)は含まない。 は含まない。 は含まない。 は含まない。 はき、現場所での作う。 か割合(以下、「現場閉 作う。 か割合(以下、「現場閉所とよる予定外の閉所日に とよる予定外の閉所日に という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。	
		労務費	現場閉所率28.5% (8 日/28 日)以上 補正係数	現場閉所率25%(7日/ 28日)以上28.5%未満 補正係数	(6日/28日) 以上2 5%未満 補正係数	
			1. 05	1. 03	1.01	
	日未満で 「る作業	示す現 変更す 1) 本工事 という。 本項目 URL: htt を参照。	場閉所率に応じた補正( る。 における1日未満で完 ) は、変更積算のみに〕 に関する積算基準は、 ps://www.maff.go.jp/	j/nousin/sekkei/attach/	Eし、請負代金額を減額 「1日未満積算基準」 「pdf/index-116.pdf	
		基準の適 3) 同一作 日未満積 4) 受注者 その他協	用について、協議の発記 業員の作業が他工種等の 算基準は適用しない。 は、協議に当たって、 議に必要となる根拠資料	遺算基準と乖離があったり 義を行うことができる。 の作業と組合せで1日作う 1日未満積算基準に該当て いは、見積書、契約書、請認 が確認できない場合には、	業となる場合には、1 することを示す書面、 求書等) により、施工	

適用しない。

項目	内容	摘要
第15章 定めなき	5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。 この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、	
事項	必要に応じて監督職員と協議するものとする。	